

学校いじめ防止基本方針

和歌山大学教育学部附属小学校

令和7年4月1日改訂

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。

いじめは、すべての児童に関わる問題であり、本校においても起こり得るとの認識をもってその対応にあたる。そして学校全体で、いじめをしない・許さない児童の育成といじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、保護者や関係機関、地域等との連携を図りつつ、迅速かつ適切に対処し、その再発防止に努める。

本校では「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成25年10月11日）、「和歌山県いじめ防止基本方針」（和歌山県 平成26年3月）の法律や方針のもと、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行う。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ対応する。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆「心理的又は物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆ふざけや、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断し適切な対応をとる。
- ◆いじめの中で、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合（疑い）は、迅速に警察に相談または通報する。

3 いじめの理解

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、

見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめを見逃さない姿勢をもつ。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害者・被害者という二者関係だけの問題ではない。周りで、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、例えば上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースがあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめには、冷やかしからかい、悪口等、見た目には認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどの行為は、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、被害児童の心情を踏まえ適切に対応する。

【具体的ないじめの態様】

〔暴力を伴うもの〕

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

〔暴力を伴わないもの〕

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等の取組

(1) 学校・いじめ対策委員会

ア いじめ問題に組織的に対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

イ 「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとする。

校長、副校長、校内教頭（記録）、教務主任、いじめ対策・人権部長（司会）、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、SSW等の外部専門家 等

ウ 協力を依頼する機関は以下のとおりとする。

和歌山大学教育学部、和歌山県警察西署、児童相談所 等

○いじめ対策委員会の主な役割等

1.	年間活動計画の作成・実施	○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画を策定する。 ○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。 (年間計画：資料1)
2.	定例会議の設定	○ 定例会議をもつ。(可能な限り SC、SSW が参加できる日程で調整する。) ○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに今後の対応策を決定する。
3.	情報収集・共有 [相談・通報窓口]	○ 児童の様子で気になることがあったとき、児童間でトラブルが発生したときなど、小さな事例でも「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有し、記録する。
4.	いじめの認知	○ 教員から児童の様子で気になることが報告された場合は個別に被害児童と加害児童から複数の職員で聞き取りを行う。 ○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例がいじめであるか、いじめの疑いであるか等について判断する。
5.	対応方針の協議	○ いじめ等について、実態に基づき、解決に向けた対応方針を協議し、決定する。 ○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。(保護者の意向を「対策委員会」に報告。)
6.	成果検証・「基本方針」改善	○ 学校の取組の進捗状況について、自己評価、保護者による評価、外部調査の数値等を下に検証し、「学校いじめ対策基本方針」を改訂する。
7.	指導・助言	○ 児童に対して中心となって対応を行う学級担任等に適切に助言したり、相談を受けたりする。
8.	記録の保管・引き継ぎ	○ 全てのいじめの事例について「対策委員会」が定めた共通の様式等で保管する。 ○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐ。

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、日常の授業において、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動を、学校行事をはじめとして、あらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境作りに努める。

エ 授業づくりの工夫と改善

授業においては、学習規律を大切にするとともに、児童にわかる・できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導づくりの工夫と改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対しては、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化・深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケートの実施

全児童を対象に、6月、11月及び2月に質問紙調査を実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

全校一斉に実施し、学級担任等が用紙を回収し、点検を行う。いじめ対策・人権部がその結果を集約し、定例いじめ対策委員会で報告、対応を協議する。また早急に対応が必要な事例については、臨時いじめ対策委員会をもつ。(アンケート実施の流れ：資料1)

(イ) 教育相談体制の充実

必要に応じて個人面談や、三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童等の思いや不安・悩みを十分受け止める。またSC、SSW等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(ウ) その他

気になる児童の様子について職員会議、終礼などで定期的に情報交換会を行う。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、いじめ対応フロー図（資料2）に沿って、組織的に迅速かつ適切に、必ず複数で対応する。

（ア）安全確保

いじめを認知した場合、直ちに被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

（イ）情報収集、事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめに関する情報を収集し事実を確認する。（「いじめの状況をしっかりつかむシート」を使用）

（ウ）指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、SC、SSW等の協力を得ながら、被害児童やその保護者への支援や、加害児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

（エ）情報提供

いじめの解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、被害児童の保護者や加害児童の保護者に提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合や、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

また、児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

（4）教職員の資質能力の向上

全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、いじめ問題に適切な対応のできる資質能力を身につけられるよう、外部講師による研修やマニュアル、ハンドブックを活用した校内研修を行う。

（5）家庭・地域との連携

保護者や地域の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会行事や個人懇談等の機会に情報交換を行う。

（6）継続的な指導・支援

いじめ対策委員会等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。被害児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

加害児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

また、当該児童の保護者と定期的に連絡をとり被害児童の保護者への支援や、加害児童の保護者への助言を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。
- ◆重大事態としての対応の開始は「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ◆被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに学長に報告する。
- イ いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行う。

【説明事項】

- ①調査目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供（※）
- ※⑥については、どのような情報を、どのような形で被害者・保護者に提供するのか説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど）。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

いじめ防止の取り組み 年間計画

学期	月	取り組み内容 【日程】
1 学期	4月	第1回校内職員研修（春休み中） 第1回定例会いじめ対策委員会 （前年度の状況確認、今年度の計画 等） 学級開きでの「いじめ防止・学校いじめ対策基本方針」、「SC、SSW」の説明 育友会総会での「いじめ防止・学校いじめ対策基本方針」、「SC、SSW」の説明
	5月	個人懇談での聞き取り 人権集会
	6月	第1回いじめアンケート 第2回定例会いじめ対策委員会 （いじめアンケート分析 等） 伏虎ブロック人権研修（校外研修）
	7月	個人懇談での聞き取り 人権集会
2 学期	8月	第2回校内職員研修（夏休み中） 第3回定例会いじめ対策委員会 （1学期のいじめ対策の状況確認 等）
	9月	「スポレク附属」の取り組みを通じたより良い人間関係の構築
	10月	人権参観・保護者学習会
	11月	第2回いじめアンケート 第4回定例会いじめ対策委員会 （いじめアンケート分析 等）
	12月	個人懇談での聞き取り
3 学期	1月	学校評価アンケートでの成果と課題の検証
	2月	第3回いじめアンケート 第5回定例会いじめ対策委員会 （「学校いじめ対策基本方針」の見直し、改訂）
	3月	クラス編成のための情報共有

※状況に応じて、臨時のいじめ対策委員会をもつ

いじめアンケート 調査の流れ

1	実施	・6月、11月、2月に各教室で実施。（欠席者は後日行う。）
2	集計 アンケート後 1週間以内	・実施後は、ただちに内容をチェックし、学年で共有。 ・ <u>早急に対応が必要な案件は管理職へ報告。</u> ・集計し、共有フォルダに入力。
3	聞き取り アンケート後 2週間以内	・回答について、具体的に児童に聞き取りをする。 ・その他の項目でも気になる回答については聞き取りを行う。 ・共有フォルダに概要・対応・現状を入力。
4	定例会いじめ 対策委員会	・定例会でアンケートを分析し、必要に応じて担任から聞き取り。 ・対応についての検討、指示。 ・協議内容は、職員会議、終礼などで担当者（または管理職）から報告。

いじめ対応フロー図

